

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号
定価 1箇月2,330円

主 要 目 次

人事委員会

- 調整手当に関する規則の一部改正………○岡山県人事委員会事務局処務規程の一部改正………
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正………(以上原例規集登載)

人事委員会

岡山県人事委員会規則第十七号

調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年五月二十八日

岡山県人事委員会委員長

平

松

掟

調整手当に関する規則の一部を改正する規則

調整手当に関する規則(昭和四十二年岡山県人事委員会規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「一東京都の特別区
名古屋市

一甲 地 地 百分の十
百分の十

二「一」を「一東京都の特別区

一甲

地 百分の十

十二「一」に改め、同表岡山市の項の次に次のように加える。

その他条例第十条の二第一項前段に規定する地域として人事委員会が認める地域

甲	乙
地	地
百分の十	百分の十

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の調整手当に関する規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

岡山県人事委員会規則第十八号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十六年五月二十八日

岡山県人事委員会委員長

平

松

掟

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十六年岡山県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の中途から引き続いて地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項若しくは職員の特例に関する条例(昭和四十六年岡山県条例第十一号)第二条の規定により休職にされ、地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受け、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十六条第一項の規定により大学院修学休業をし、地方公務員法第二十九条の規定により停職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十六年岡山県条例第十号)第二条第一項の規定により派遣され、又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十四年岡山県条例第九号)第二条第一項の規定により派遣されている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係るこの規則による改正後の通勤手当に関する規則第十八条の四第二項の規定の適用については、「属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)」とあるのは、「属する月」とする。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 この規則による改正前の通勤手当に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

岡山県人事委員会訓令第二号

人事委員会事務局

岡山県人事委員会事務局処務規程(昭和三十六年岡山県人事委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成十六年五月二十八日

岡山県人事委員会委員長

平

松

掟

別表4の項中9を同項10とし、同項5から同項8までを一ずつ繰り下げ、同項4の次に次のように加える。

5 調整手当に関する規則(昭和四十二年岡山県人事委員会規則第三十九号)の施行に関する事務	○
別表に掲げる支給地域等の承認	

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。